

# 研修参加報告書

令和 5年 7月12日

会 派 名 江南クラブ  
会派代表者 稲山 明敏

参加者：藤岡 和俊

研修参加の結果について、次のとおり報告します。

年 月 日	令和5年7月3日（月）～5日（水）
研修時間	7月3日（月） 13:00～17:00 7月4日（火） 9:00～17:20 7月5日（水） 9:00～12:00
研修場所	全国市町村国際文化研修所（J I A M）
研修内容	令和5年度市町村議会議員研修〔3日間コース〕〔社会保障・社会福祉〕 7月3日（月） 13:00～15:00 将来の社会保障の姿を考える 香取照幸氏（（一社）未来研究所臥龍 代表理事、兵庫県立大学 大学院社会科学研究科特任教授） 15:20～17:00 コロナ禍で顕在化した若者の孤独・孤立 大空幸星氏（NPO法人あなたのいばしょ理事長） 7月4日（火） 9:00～10:40 介護保険と地域包括ケアにおける市町村の役割 三原岳氏（株ニッセイ基礎研究所主任研究員） 11:00～12:40 子どもの虐待への対応 西澤哲氏（山梨県立大学人間福祉学部特任教授） 13:40～15:20 生活困窮者の実態と支援策 垣田裕介氏（大阪公立大学大学院生活科学研究科生活科学専攻教授） 15:40～17:20 地域共生社会の実現に向けて 平野隆之氏（日本福祉大学大学院社会福祉学研究科特任教授） 7月5日（水） 9:00～12:00 【演習】意見交換・発表・まとめ 平野隆之氏（日本福祉大学大学院社会福祉学研究科特任教授）

# 研 修 参 加 報 告 書

年 月 日	令和5年7月3日（月）～5日（水）
研修時間	7月3日（月） 13:00～17:00 7月4日（火） 9:00～17:20 7月5日（水） 9:00～12:00
研修場所	全国市町村国際文化研修所（J I A M）
研修内容	<p>令和5年度市町村議会議員研修〔3日間コース〕〔社会保障・社会福祉〕</p> <p>7月3日（月） 13:00～15:00 将来の社会保障の姿を考える 香取照幸氏（（一社）未来研究所臥龍 代表理事、兵庫県立大学 大学院社会科学研究科特任教授）</p> <p>15:20～17:00 コロナ禍で顕在化した若者の孤独・孤立 大空幸星氏（NPO法人あなたのいばしょ理事長）</p> <p>7月4日（火） 9:00～10:40 介護保険と地域包括ケアにおける市町村の役割 三原岳氏（㈱ニッセイ基礎研究所主任研究員）</p> <p>11:00～12:40 子どもの虐待への対応 西澤哲氏（山梨県立大学人間福祉学部特任教授）</p> <p>13:40～15:20 生活困窮者の実態と支援策 垣田裕介氏（大阪公立大学大学院生活科学研究科生活科学専攻教授）</p> <p>15:40～17:20 地域共生社会の実現に向けて 平野隆之氏（日本福祉大学大学院社会福祉学研究科特任教授）</p> <p>7月5日（水） 9:00～12:00 【演習】意見交換・発表・まとめ 平野隆之氏（日本福祉大学大学院社会福祉学研究科特任教授）</p>
■目的	<p>社会保障・社会福祉の分野について最新の動きを取り上げ、制度や問題について理解を深めながら、現在の地域における福祉を取り巻く諸課題について考える。</p>

令和5年7月3日（月）研修1日目

今回は北海道から沖縄より87名（名簿には88名が載っていたが1名キャンセル）の市町村議員が参加しました。

13:00～15:00

「将来の社会保障の姿を考える」香取照幸氏（一般社団法人未来研究所臥龍代表理事、兵庫県立大学大学院社会科学特任教授）

衝撃だったのは38道府県で女性の転出超過があり、年齢別では22歳が抜きんで多いという話である。地元で自分を生かせる魅力的な企業がないことを示している。石川県では男性の4.6倍、富山県では3.9倍の女性が県外へ転出した。

江南市内にも、若者に魅力的な就職場所が必要であることを示していると思う。

15:20～17:00

「コロナ禍で顕在化した若者の孤独・孤立」大空幸星氏（NPO法人あなたのいばしょ理事長）

令和5年5月に成立した孤独・孤立対策推進法の仕掛け人である。孤独や孤立が日本経済に与える影響（社会的損失）の大きさを示し、その対策は社会の問題であることが良くわかった。法の成立により地域協議会の設立が努力義務となっている。江南市でも設立すべきであると感じた。

《あなたのいばしょ／24時間365日、誰でも無料・匿名で相談できるチャット相談窓口》<https://talkme.jp/>

令和5年7月4日（火）研修2日目

9:00～10:40

「介護保険と地域包括ケアにおける市町村の役割」三原岳氏（ニッセイ基礎研究所主任研究員）

地域包括ケアという言葉は多義的に使われている。背景には厳しい介護保険の現状（財源と人材の不足）何を意味しているのかを具体的に考える必要がある。

厚生労働省は地域づくりの重要性を強調しているが、地域の現状を分析した上で施策を検討する必要がある。少数意見や横断的に検討できる地方議会の役割は大きい。二元代表制のメリットを生かした地域づくりをしていく必要がある。

11:00～12:40

「子ども虐待への対応」西澤哲氏（山梨県立大学人間福祉学部特任教授）

子どもの虐待は社会発展によって必然的に生じる社会問題である。家族及び家庭の養育機能の低下の現れは、家族及び養育機能を保護する積極的な家族政策の必要性を示している。適切なソーシャルワークのためのアセスメント（フォーミュレーション）が重要である。親の病理、家族病理、子どもの症状を読み取り、児童相談所を行政組織から専門組織へつなげていかなければならない。また、親権を肥大化させない知識・分析が必要である。現在の子ども家庭福祉の根本的問題は、虐待が深刻になるまで見守るという姿勢である。

13:40~15:20

「生活困窮者の実態と支援策」垣田裕介氏（大阪公立大学大学院生活科学研究科生活科学専攻教授）

1. 生活困窮の多様な側面を捉える視点

- ① 困っているのはお金だけとは限らない。
- ② 子どもの貧困だけを切り取ることはできない。
- ③ 社会的孤立という生活困窮状態。

2. コロナ禍における生活困窮者の実態と支援実践

相談内容や困りごとは複合的で、金銭面の困りごとだけではない。  
金対金の構図ではなく、人対人の構図で捉える視点が求められる。  
相談支援機関のようにみんなで共有して使うもの（コモンズ）を分厚くするという発想が必要である。

3. 生活困窮者支援の在り方を考える視点

包括的な支援を個別的にコーディネートして継続的に提供する『伴走型支援』の枠組みが必要である。対象者に伴走して、必要な制度や機関などにつなぎ・戻すことが大切である。

15:40~17:20

「地域共生社会の実現に向けて」平野隆之氏（日本福祉大学大学院社会福祉学研究科特任教授）

重層的支援体制整備事業

1. 包括的相談支援事業（以下のア～オのすべての事業を一体的に行う）

- ア. 介護保険法の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- イ. 障害者の相談支援事業
- ウ. 子ども・子育て支援法による利用者支援事業
- エ. 生活困窮者自立相談支援事業
- オ. 福祉事務所未設置町村による支援事業

2. 地域づくり事業（次のア～オまでを一体的に行う）

- ア. 地域介護予防活動支援事業
- イ. 生活支援体制整備事業
- ウ. 障害者総合支援法に掲げる事業（地域活動支援センターの強化）
- エ. 地域子育て支援拠点事業
- オ. 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

3. 多機関協働事業等：参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び多機能協働事業

これら1~3の個々の支援事業を支える体制整備をしていく。  
重層的支援体制整備事業は地域福祉をするための制度である。

令和5年7月5日（水）研修3日目

9:00~12:00

15 班に分かれて演習（意見交換）を行った。

私と同じ 11 班になったのは、

- (1) 岩出議員（岐阜県関市、人口 84,984 人、1 期目）
- (2) 大関議員（静岡県島田市、人口 96,130 人、2 期目）
- (3) 森中議員（三重県伊賀市、人口 87,916 人、1 期目）
- (4) 堀議員（滋賀県甲賀市、人口 87,355 人、2 期目）
- (5) 梅本議員（京都府亀岡市、人口 86,975 人、1 期目）
- (6) 藤岡（愛知県江南市、人口 98,785 人、2 期目）



であった。テーマは「生活のしづらさのある人たちへの支援として、福祉制度の新たな運用方法や制度外の福祉を含め、これからの福祉行政に何が必要か」を選んだ。同じぐらいの人口規模の市で、期数も近く、1 日目から交流をしてきたこともあり、とても充実した意見交換ができた。議員間においても、つながる、連携というのはとても大切なことだと思っている。

今回のテーマである社会保障と社会福祉については、とても深く学ぶことができた。

#### ■所感

江南市が策定した第 6 期江南市障害福祉計画及び第 2 期江南市障害児福祉計画は、今年度をもって計画期間の満了を迎える。次期計画となる第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の策定にあたり、令和 5 年 5 月 19 日に国が示す基本指針の一部を改正する告示がされた。

この改正では、

- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組として、社会福祉法に基づく地域福祉計画との連携及び、市による包括的な支援体制の構築に関する事項
- ・ 障害児へのサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市における重層的な障害児支援体制の整備に関する事項
- ・ 障害福祉サービスの質の確保を図るため、相談支援専門員等への意志決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施に関する事項等 14 項目の事項が示されており、基本指針に即した計画の策定をする必要がある。

地域住民の支援ニーズは高齢者支援・障害者支援・子育て支援・生活困窮者支援など幅広い分野に渡っており、また 1 つの家庭の課題が複数の分野にまたがるなど複雑化・複合化している。

こうした支援ニーズに対応するには、市の各担当部署の横断的な取組とともに、外部の関係機関と連携した包括的な支援体制の構築が必要になり、地域共生社会の実現ができるようにより良い計画を策定していく必要がある。

今回の研修で社会保障や社会福祉について深く学ぶことができた。市長が施政方針で示した「地域共生社会を実現するため重層的支援体制の整備」についても、その具体的な取組の仕方を学べ、理解することができた。